

I 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する目標

① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	1) 施設設備の充実 ○ キャンパスマスタープランに基づき、快適なキャンパス環境の整備、高機能な施設の整備を図る。 2) エネルギー管理 ○ 環境の観点から適切なエネルギー使用を行い、削減に努める。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 1) 施設設備の充実に関する計画				
【29】 キャンパスマスタープランを更に充実させるため、緑のマスタープラン、建築設備マスタープラン、構内総合交通計画、防犯計画など、主題別の計画をキャンパスマスタープランの中に位置づけ、快適性・高機能性を順次実現する。	【29-1】 快適なキャンパス環境の整備を図るため、緑のマスタープラン実施のための年間計画の見直しを行い、快適なキャンパスを維持する。	III	既存の年間計画に基づき緑地管理を実施しながら、嵯峨団地、宿舍団地、国際交流会館（まりこうじ会館）を含めた大学全体における、緑地管理の問題点等の把握を行った。 松ヶ崎以外の団地についても年間計画を立て実施することとし、更に、樹木剪定と、落ち葉並びに除草清掃は恒常的な対応が必要であるため、年間契約の方針を定め、今後は早期に仕様策定を進め年度契約を図ることとした。	
	【29-2】 昨年度に引き続き「建築設備マスタープラン」（照明設備、空調設備、消防設備、給水設備、ガス設備）のうち、照明設備および空調設備を省エネ型機器へ更新するための年間予算を確保し、快適な教育研究環境を維持する。	III	年次計画に基づき、3号館、10号館、特高変電所等の照明設備の更新及び本部棟、東1号館、東2号館の一部の空調設備の更新を行い省エネ機器への更新を進め、快適な教育研究環境の確保に努めた。	
	【29-3】 安全で高機能な施設整備を図るため、建物入口施錠システムの構築・実施計画を踏まえ、引き続き実施に向けての諸問題を解決する方策を立案する。	III	キャンパス全体の建物について、実施計画に基づき防犯カメラ等も含め、セキュリティ管理全体の見直しを行った。 建物入り口施錠システムと共に防犯カメラ及び緊急用放送設備について安全管理センター会議で審議され、有事の際の安全確保として、緊急用放送設備を優先し、施錠システム、防犯カメラを総合的に計画することと方針を定め、建物入口の数の把握を行った。	

【30】 施設使用指針に基づき、アカデミックプランとフィジカルプランの対応を図り、公平性の観点から施設の管理・運用を行う。	【30-1】 キャンパスマスタープランにおいて、教育組織の変更等をフィジカルプランに反映させるため、施設実態調査による各学域の面積再配分案に基づき実施に向けて諸問題の解決する方策を立案する。	Ⅲ	大学院生室等について、施設実態調査による在籍実態から狭隘化の分析や諸問題の抽出を行い、空室の有効利用等について検討を始め、空室の一部をロボコンプロジェクト用のスペースとして教育目的で貸出す等、有効利用を行った。平成25年度には総合研究棟や総合実験棟の新営等により生じるスペースを含めた各学域の面積再配分案を修正し実施することとした。	
2) エネルギー管理に関する計画				
【31】 本学が全学取得しているISO14001及びエネルギー管理標準に基づき、適切なエネルギー使用を行う。	【31-1】 ISO14001の全学認証取得を維持し、環境マネジメントシステムの運用を継続する。本学のエネルギー管理標準に基づき、省エネ機器への計画的更新及び省エネ啓蒙活動を継続的に推進する。	Ⅳ	エネルギー管理専門部会で夏季の節電対策を検討し節電量を定め学内へ通知するとともに、最大需要電力（デマンド）が超過する危険性が生じた際に学内全教職員が一丸となって節電に取り組む伝達・対応システムを構築して節電の徹底を図った。また「夏の省エネ対策35」の配布や建物毎のエネルギー使用量のホームページでの公開など、エネルギーの見える化による啓発活動を推進するとともに、照明設備及び空調設備の高効率機器への年次更新を行い、更に、環境・施設委員会においてCO₂削減計画も開始し、学内に「冬の省エネ対策35」を通知した。その他、年末年始の節電対策の通知を行うなど、環境マネジメントシステムを活用し、総合的・継続的に対応した結果、対前年度比590,607kwhの電気使用量の削減（H24：10,466,243kwh、H23：11,056,850kwh）、ピーク時デマンド251kwの削減（H24：2,504kw、H23：2,755kw）を達成した。	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する目標
② 安全管理に関する目標

中期目標	1) 安全管理体制の確立 ○ 高度な教育研究活動を円滑に行い、安全で衛生的な環境を確保するため、全学的な安全管理体制を更に充実させるとともに、十分な安全衛生教育を教職員及び学生を対象に行う。 ○ 情報管理の徹底を図り、情報セキュリティを高める。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
2 安全管理に関する目標を達成するための措置 1) 安全管理体制の確立に関する計画				
【32】 本学の総合的な安全衛生管理対策を企画・立案・実施するために組織した安全管理センターについては、多岐にわたる関連法令を一元的に把握し遵守できる体制とするために、安全と環境が密接に関係することを踏まえ、環境・安全管理センターに拡充改組する。	【32-1】 安全と環境が密接に関係することを踏まえ、多岐にわたる関連法令を一元的に遵守できる体制とするため、安全管理センターから環境・安全管理センター（仮称）への拡充改組を進め、ワーキンググループにて各種委員会や部会の規程、並びに安全管理体制を見直す。	III	事務組織を見直し、7月から総務企画課に環境・安全管理室を設置した。併せて各種委員会の再編成について、平成25年1月にワーキンググループで具体的方針をまとめ、3月の安全管理センター会議で承認された。具体的には、環境・施設委員会の傘下にあった環境マネジメント関連の委員会組織を安全管理センター傘下に移すこととし、これにより健康・安全と環境を一体化させた教育研究基盤の向上を可能とした。	
【33】 関連法令等を踏まえ、施設、設備及び作業面での管理を十分にし、定期的な点検・改善を行うとともに、ISO14001認証で培った活動を安全管理と連携させ、全学的な環境安全問題への取組みを進める。このため環境安全衛生に関する講習会を実施し、構成員及び学生の環境安全衛生管理意識を向上させる。	【33-1】 一部の職員に負担が偏らない職場巡視システムを確立するために、更に資格取得を推進し、部局毎に複数の有資格者の確保を目指す。また、自主点検システムを見直し、全学的職場巡視体制を整備する。環境及び安全衛生に関する講演会、講習会を継続的に実施し、構成員及び学生の環境安全衛生管理に関するシステムの周知と意識向上を図る。	IV	今年度から新たに「環境安全教育デー」を設け、防災教育（避難訓練）や実験系サイト研修を実施した。特に、防災教育（避難訓練）は新規の試みで、新入生を対象に実施し、70%以上の参加があり、ISO活動の新規研修メニューとして実施した非実験系サイトの学生を対象とした研修では、必修でなかったにもかかわらず対象学生の90%以上が参加した。また、全学的職場巡視体制整備の観点から、衛生管理者等の労働安全衛生法に係る資格取得を斡旋し、新たに有機溶剤作業主任者を3名増員した。更に、より衛生的で安全な労働環境の構築を目指し、巡視点検項目を見直した。 引き続きの事業としては、10月に総合防災訓練、9月と2月に有機溶剤及び特定化学物質使用実験室の作業環境測定を実施し、防災意識の向上及び学内の安全衛生環境の改善を図った。	
【34】 危機管理マニュアルを不断に改定し、危機管理を充実させるとともに、法定の安全衛生委員会からの意見等を速やかに反映した改善ができる体制を構築する。	【34-1】 緊急時の危機管理マニュアル等を見直し、危機管理体制の充実を図る。引き続き、安全衛生委員会からの意見等を速やかに安全管理センターで検討し、改善を	III	ポケット版「災害時の対応マニュアル」及び「安全の手引」について、平成25年度新入生配布用として新たに英語版を作成した。本学の危機管理マニュアルである「緊急時の情報伝達と措置フロー」「緊急時の初動対応マニュアル」及び「自衛消防隊応急活動マニュアル」を	

	進める。		改訂した。 安全衛生委員会が実施するパトロールでは、労働安全衛生上指摘された箇所について、安全管理センター長名で改善指示を出し、毎月開催している安全衛生委員会では、労働者からの安全衛生環境に関する意見をくみ上げ、局所排気設備の耐震固定を実施するなど環境改善に努めている。	
【35】 学内の情報セキュリティの確保・向上に必要な体制や規則等の整備充実に取り組むとともに、教職員の情報セキュリティ意識を向上させるため、計画的に研修等を実施する。	【35-1】 引き続き情報化推進委員会において、情報セキュリティに関する体制の見直し及び規則等を整備する。	Ⅲ	平成24年4月に情報化推進委員会情報セキュリティ専門部会に委員1名を増員し体制を強化した。また、同部会及び情報化推進委員会において事務局情報セキュリティ実施手順の検証を行い、平成25年3月に一部改正を実施した。具体的内容は、技術的セキュリティにおけるアクセス制御の項目に、新たに「利用者登録にあたっては、本学の統合認証基盤を利用するよう、必要な措置を講ずる」旨を追記し、システムごとに個別のID、パスワードを設定する個別認証から、学内全てのシステムに同じID、パスワードを使用する統合認証へ移行することにより、管理者側、利用者側双方におけるアカウントの管理を容易にし情報セキュリティを高めるよう改善した。	
	【35-2】 今年度も前年度作成された改善策を基に、教職員の情報セキュリティ意識向上のための研修等を実施するとともに、参加者アンケートを実施し、研修等の内容を検証の上、次年度に向けて改善策を作成する。	Ⅲ	研修実施に当たり、昨年度からの改善策として、より短い時間で必要な内容が網羅できるよう、スケジュールを変更した。また、内容については近年発生しているセキュリティインシデントを中心としたものとし、平成25年2月15日に実施した。	
	【35-3】 引き続きICカードを利用した情報セキュリティの確保について試行を継続して行う。	Ⅲ	ICカードを利用したPC立ち上げ時の認証方法について、試行を継続実施した後、検証の上、まず担当事務部門において、本稼働を開始した。	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する目標
③ 法令遵守に関する目標

中期目標	1) 経理の適正化等 ○ 公的研究費の不正使用の発生を防止するため、公的研究費の適正な管理と効率的な使用に関するマニュアルや不正使用の防止対策として講ずるべき必要な事項を全構成員に周知することにより、経理の適正化を推進する。 2) その他の法令遵守 ○ 社会的に信頼される国立大学法人として、法令を遵守し、適正な法人運営を行う。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
3 法令遵守に関する目標を達成するための措置 1) 経理の適正化等に関する計画				
【36】 公的研究費の不正使用を未然に防止するため、「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」の不断の点検・見直しを行うことにより実効性を高め、全構成員に周知するとともに、納品等の事実確認の徹底を図るため、検収体制を充実・強化する。	【36-1】 平成23年度に改訂した「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」を全構成員に配布し、新規採用者に対しては、物品請求システムに関する研修時等において個別に周知徹底を図る。	III	平成23年度に改訂した「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」を全構成員に配布するとともに、研究補助者等研究室に籍を置く者に対して、特に新規採用者を対象に、外部資金等に関する執行の基礎知識及び物品請求システム入力方法の操作シミュレーションについての研修会を6月に開催し周知徹底を図った。	
【37】 不正防止計画を公表し、学内外に周知するとともに、公的研究費の適正な使用について、学内研修会や科学研究費補助金に関する説明会等において教職員及び取引業者に対して周知徹底を図り、経理の適正化を推進する。	【37-1】 引き続き、不正防止計画や公的研究費の使用上のルール等の周知徹底を図るため、学内研修会や説明会を実施するとともに、取引業者からの未払い金調査も行う。	III	10月9日開催の科学研究費助成事業説明会において、公的研究費の使用上のルールや予算執行上の留意点について、周知した。また、研究科教授会にて教育研究経費の執行管理の説明及び、全学教員を対象とした、説明会を実施した。 また、昨年度から引き続き業者への不正取引の監視を目的として実施していた、取引の多い業者への調査を強化し、前年度比140%増の28社から、3ヶ月毎に未払い金リストを徴取し売掛情報を把握することで、物品請求システムへのデータ入力を促す等、支払手続きの適正化に努めた。	
【38】 公的研究費の事務処理の適正化を図るため、適正経理推進室やK I Tビューローとも連携し、内部監査体制を強化する。	【38-1】 引き続き、契約手続きの適正性に関し、四半期毎に監事に対して調達状況の報告を行う。また、外部資金受入教員全員に対する実地監査を行うとともに、平成23年度に導入したチェックリスト方式の検証を行う。	III	監事に対して、四半期毎の調達状況（主に入札案件）について適宜説明を行い、チェックを受けた。 また、平成24年11月から平成25年1月にかけて、外部資金の受入全教員を対象とした会計内部監査を実施した。特に競争的資金の受入教員を対象とした特別監査については、外部監査員（公認会計士）を参画させ実施した。特別監査においては、学生への旅費及び謝金の支払	

			に関して、対象者へのヒアリングを行い、平成23年度に導入したチェックリスト方式による検証を行った。また、平成24年度は固定資産のみならず、少額資産も抽出チェックし、資産管理の適正化も併せて実施した。	
2) その他の法令遵守に関する計画				
【39】 大学の使命や社会的責任を果たすことができる法人運営を行うために、法令遵守のための仕組みを整備する。	【39-1】 法令遵守の仕組みの整備の一環として、法令の制定・改定に注視し、関連規則の整備、制定を行う。	Ⅲ	平成24年度においては、次のとおり関係法令等の制定・改定に伴い、本学規則の制定及び改正を行った。 ・「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の制定に伴い、「国立大学法人京都工芸繊維大学職員の給与の臨時特例に関する規則」を制定した。 ・「国家公務員退職手当法」の改正による国家公務員の退職手当の改定に準じて、「国立大学法人京都工芸繊維大学職員退職手当規則」及び「国立大学法人京都工芸繊維大学役員退職手当規則」を一部改正した。 ・国家公務員の給与制度の改正に伴い、「国立大学法人京都工芸繊維大学職員給与規則」を一部改正した。 ・「労働契約法」の改正に伴い、以下の規則を制定及び一部改正した。 【制定】 ○国立大学法人京都工芸繊維大学無期労働契約転換者の定年等に関する規則 【一部改正】 ○国立大学法人京都工芸繊維大学再雇用職員就業規則 ○国立大学法人京都工芸繊維大学特任教員就業規則 ○国立大学法人京都工芸繊維大学特任専門職就業規則 ○国立大学法人京都工芸繊維大学短時間勤務非常勤職員就業規則 ○国立大学法人京都工芸繊維大学期間雇用非常勤職員就業規則 ○国立大学法人京都工芸繊維大学外国人研究員就業規則 ○国立大学法人京都工芸繊維大学非常勤講師等の委嘱等に関する規則	
			ウェイト小計	
			----- ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

(4) その他業務運営に関する特記事項等

1. 特記事項

○「環境安全教育デー」開催による環境及び防災意識の啓発

環境及び防災意識を啓発する取組について、平成24年度の新たな試みとして、4月に「環境安全教育デー」を設定。実施日は大学院授業を休講とする措置を取り、これまで分散実施していたメニューを集中実施した。

実施内容としては従来から実施していたものに加え、今回は新規メニューとして、新入生対象の避難訓練を行ったほか、非実験系サイトの学生を対象とした研修を行った。とりわけ非実験系サイト学生対象の研修は、必修としなかったにもかかわらず9割以上の学生が参加した。

＜関連計画：【33-1】＞

○本学構成員の国際化を踏まえた安全教育冊子の充実

平成24年度において、学生に対する環境・安全教育の充実に加え、構成員の国際化に対応して、全学生・教員に配布している「実験・実習における安全の手引」の英訳化を行い、2013年度版（日英併記）の冊子を作成した。

更に、全教職員・学生に対して配布している「災害時の対応マニュアル」の英語版も併せて作成した。

＜関連計画：【34-1】＞

2. 「共通の観点」に係る取組状況

○法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制が確保されているか。

◆法令遵守（コンプライアンス）に関する体制及び規程等の整備・運用状況

毎年度、個人情報保護に関する研修会を開催するとともに事務局全課に対し監査も行っている。また、平成16年4月1日に役職員倫理規則を制定し、綱紀粛正に努めている。

◆研究費の不正使用防止に関して

本学における公的研究費の不正な使用を防止するため、平成19年度に策定した不正防止等マニュアルを本学の現状及び対応策を記載した体系に変更し、検収方法を厳格化し、その検収手段の具体的な手続きを図式化するなど、2度にわたり改訂し、全教員に配布した。また、外部から会計監査人を招いて研修会を実施し、公的研究費の適正な執行等のための取組の徹底を図るとともに、会計監査を実施するにあたり、監査強化を図ることから、本学の会計検査人とは別の公認会計士による会計監査を行うことにより、監査の充実を図った。

業者への未払い調査を行うとともに、平成24年度には拡大調査を実施し、不正防止に努めている。

◆災害、事件・事故等の危機管理に関する体制及び規程等の整備・運用状況

安全と環境が密接に関係することを踏まえ、多岐にわたる関連法令を遺漏なく遵守できる体制とするため、総合的な安全衛生管理対策を企画・立案・実施するために組織された安全管理センターから環境・安全管理センター（仮称）への拡充改組について検討を進めている。

平成22年度において安全衛生自主巡視システムを見直し、巡視体制を確立し

運用を行った。各年度において巡視点検項目を見直し、実験系サイト研修、環境公開講演会及びメンタルヘルス講習会等を実施している。平成24年度より新たに「環境安全教育デー」を設け、特に防災教育（避難訓練）においては、新規の試みとして、大学院授業を休講にし、教育メニューの集中実施を図った。具体的には、学部新入生のみを対象とした防災教育・避難訓練を行ったほか、非実験系サイトの学生を対象とした研修を行った。これ以外に、平成15年度から年1回秋に開催している学生・教職員対象の総合防災訓練の実施、有機溶剤及び特定化学物質使用実験室の作業環境測定の実施を通して、防災意識の向上及び学内の安全衛生環境の改善を図った。

また、緊急時の危機管理マニュアル等の見直しを継続的に行うとともに、平成24年度において、学生に対する環境・安全教育の充実に加え、国際化を推進するために、全学生・教員に配布している「実験・実習における安全の手引」の英訳化を行い、2013年度版（日英併記）の冊子を作成した。

更に、全教職員・学生に対して配布している「災害時の対応マニュアル」について、留学生への配布用として英語版も併せて作成した。

◆アジ化ナトリウム紛失事案を教訓とした毒物・劇物管理に係る全学的システムの構築

本学研究室において、平成24年5月に、実験に使用していた医薬用外毒物である「アジ化ナトリウム」が紛失している事実が判明したことから、現場確認や取扱責任者への聞き取り調査をはじめ、警察署への紛失届出やマスコミへの公表、更に、学内の全ての毒物劇物取扱責任者に対する現物確認等を学長の指示の下、速やかに行なった。

その後6月には、外部委員2名を含めた「毒物劇物に係る調査検証専門部会」を設置するとともに、「毒物劇物管理問題再発防止ワーキンググループ」を設置し、本件事案に関する調査・検証を開始した。

未だアジ化ナトリウムは発見されていないが、本件事案に係る管理状況等を踏まえ、同年10月に上記専門部会においてアジ化ナトリウム紛失事案に係る管理状況等を踏まえ、本学においては以下の再発防止策を講じており、本件事案を教訓として、毒物・劇物の管理に係る全学的なシステムの構築を図った。

- (1) 関連法令及び学内規則等の遵守の徹底（学内への周知徹底）
- (2) チェック体制の充実（化学物質管理システムへの登録徹底）
- (3) 毒物・劇物管理要項の見直し
- (4) 不要試薬処分システムの構築（廃棄処分の実施・廃棄ルールの構築）
- (5) 安全管理センターの指導管理の強化（環境と安全に係る業務の統合）